

## 「外国人児童生徒等への学習支援業務委託（外国につながる児童生徒の学習言語定着支援事業）」にかかる委託事業者の募集について

西成区役所では、「外国人児童生徒等への学習支援業務委託（外国につながる児童生徒の学習言語定着支援事業）」について、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により、次のとおり委託事業者を募集します。

なお、本事業は令和8年度大阪市予算成立前に公募を行っております。選定・事業実施にあたっては、大阪市会での令和8年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知ください。

令和7年12月24日  
大阪市西成区長 稲嶺 一夫

## 募集要項

第1章 業務の内容に関する事項	・・・・・・・・・・・・	P 1
第2章 契約に関する事項	・・・・・・・・・・・・	P 2
第3章 応募に関する事項	・・・・・・・・・・・・	P 3
第4章 選定に関する事項	・・・・・・・・・・・・	P 6
第5章 その他	・・・・・・・・	P 7

### 第1章 業務の内容に関する事項

#### 1 事業の目的と概要

西成区においては生活保護率が全国や大阪市と比較して非常に高い傾向にあります。また、大阪市内の中でも外国人人口が多く、特に外国人の児童生徒数も増加傾向にあります。

本事業は、多文化共生施策の推進に向けて、学習言語が定着しておらず、学力に課題がある帰国・来日等の児童生徒に対して、外国の学校では学習していない内容や、生活言語を習得中に授業を受けたため十分に理解できていない内容などの補充学習を行い、教科学習を通して日本語指導を行うことにより、教科等の学習に必要な学習言語の習得を促進し、学力向上につなげることを目的として実施します。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集します。

#### 2 業務内容

別紙「外国人児童生徒等への学習支援業務委託（外国につながる児童生徒の学習言語定着支援事業）仕様書（案）」のとおり

#### 3 事業規模（契約上限額）

金 12,012,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

#### **4 契約期間**

令和8年4月1日～令和9年3月31日

#### **5 履行場所**

大阪市立岸里小学校（西成区千本中1-8-22）

大阪市立鶴見橋中学校（西成区長橋3-9-23）

#### **6 費用負担**

事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金以外の費用を負担しません。（履行場所の使用料、光熱水費は発注者負担とする。）

## **第2章 契約に関する事項**

#### **1 契約の方法**

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがあります。

また、発注者が被った損害について損害賠償請求を行うことがあります。

#### **2 委託料の支払い**

業務完了後、発注者の検査に合格した場合は事業者の請求に基づき委託料を支払います。

事業者が希望する場合、出来高部分に相応する委託料相当額について所定の手続きにより部分払いを請求することができます。

ただし、請求については、月1回を超えない範囲で請求することができるものとします。

#### **3 契約書案**

別紙参照

#### **4 契約保証金**

契約保証金 大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号に該当する場合は免除

保証人 不要

#### **5 再委託について**

(1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、事業者はこれを再委託することはできません。

(2) 事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。

(3) 事業者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければなりません。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表します。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、5 (3) に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとします。

ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で事業者を選定したときは、この限りではありません。

- (5) 事業者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはなりません。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければなりません。

## 6 その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に事業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

## 第3章 応募に関する事項

### 1 応募資格等

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。  
イ 本店所在地の消費税及び地方消費税、市町村民税及び都道府県税の未納がないこと。  
ウ 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。  
エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。  
オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。  
カ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

### 2 スケジュール

- |               |                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------|
| (1) 公募開始      | 令和 7 年 12 月 24 日 (水)                                 |
| (2) 参加申請書受付開始 | 令和 7 年 12 月 24 日 (水)                                 |
| (3) 質問受付期間    | 令和 7 年 12 月 24 日 (水) ~<br>令和 8 年 1 月 13 日 (火) 午後 3 時 |
| (4) 参加申請書提出期限 | 令和 8 年 1 月 27 日 (火) 午後 3 時                           |
| (5) 参加資格決定通知  | 令和 8 年 1 月 30 日 (金) 予定                               |

(6) 企画提案書受付期間	資格決定通知を受取った日～ 令和8年2月6日（金）午後3時
(7) プレゼンテーション審査	令和8年2月27日（金）予定
(8) 選定結果通知	令和8年3月5日（木）予定
(9) 契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）予定
(10) 事業完了	令和9年3月31日（水）

### 3 応募手続き等に関する事項

受付にあたっては、持参の場合、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）には行いません。

なお、申請書類等については、西成区役所ホームページよりダウンロードしてください。

#### （1）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間	令和7年12月24日（水）～令和8年1月27日（火） 午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分 <u>ただし、最終日（1月27日）は午後3時までとします。</u>
イ 提出方法	持参のほか、送付での提出を可としますが、受付期間最終日に必着とし、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によるものとします。
ウ 提出書類	①公募型企画プロポーザル参加申請書（様式第1号） ②誓約書（様式第2号） ③法人又は団体の概要（様式第3号） ④法人の登記簿謄本又は登記（履歴または現在）事項証明書（3箇月以内に発行したもの：写し可） ※法人以外の団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出してください。 ⑤直近1箇年分の本店管轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか：写し可）ただし、未納の額が無いことがわかるものであること） ⑥直近1箇年分の本店所在地の市町村及び都道府県が発行する納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可（全税目の証明様式がない場合、直近1箇年の「法人事業所税・法人（市町村）民税」及び「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で可。営業が1年未満の者、若しくは非課税で本証明書が1箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由））） <u>※令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、④⑤⑥は省略できるものとします。</u>
エ 提出部数	各1部
オ 提出場所	大阪市西成区岸里1丁目5番20号 西成区役所保健福祉課（子育て支援）5階 52番

カ 参加資格決定通知 すべての参加申請者に対し、令和8年1月30日（金）（予定）にE-Mailにより通知します。

## （2）質問の受付・回答

- ア 受付期間 令和7年12月24日（水）～令和8年1月13日（火）午後3時まで  
イ 提出方法 「外国人児童生徒等への学習支援業務委託（外国につながる児童生徒の学習言語定着支援事業）公募型企画プロポーザル質問票（様式第4号）」に記載し、次のE-mailアドレス宛に送信してください。  
※送信の際にはメール件名を「【質問書：外国人児童生徒等への学習支援業務委託】」と入力の上、送信してください。  
E-mailアドレス：tx0010@city.osaka.lg.jp  
※電話や来訪などメール以外での質問は受け付けません。  
ウ 回答方法 令和8年1月21日（水）に西成区役所ホームページに掲載します。  
※質問がない場合は、西成区役所ホームページに掲載しません。

## （3）企画提案書の提出

- ア 企画提案書の内容
- 1 本業務に対する考え方、実施方針について
  - 2 業務遂行について
    - ア 実施体制・スケジュールについて
    - イ 実施方法・手法等について
    - ウ 危機管理体制について
    - エ 個人情報の取扱いについて
  - 3 類似事業の実績について
  - 4 費用積算根拠について
- イ 提出書類 「外国人児童生徒等への学習支援業務委託（外国につながる児童生徒の学習言語定着支援事業）企画提案書（様式第5号）」  
正本1部（記名したもの）副本7部 計8部で提出してください。  
副本には、記名せず、事業者を特定できる箇所（社名・事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行ってください。  
企画提案書はA4判両面15枚（片面の場合は30枚）程度までで作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一してください。ただし、表紙や目次は、制限枚数に含まないものとします。
- ウ 提出期限 参加資格決定通知を受け取った日から令和8年2月6日（金）まで  
午前9時～正午及び午後1時～午後5時30分  
ただし、最終日（2月6日）は午後3時までとします。  
提出期限までに「エ 提出場所」あて提出してください。持参のほか、送付での提出を可としますが、提出期限最終日に必着とし、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によるものとします。

## 第4章 選定に関する事項

### 1 審査・選定

#### （1）選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。

評価項目	審査基準	配点
業務目的および業務内容の理解度	本事業に対する考え方について、事業目的と西成区の特性を踏まえた内容となっているか	15
業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢	実現可能な計画、スケジュールで企画され、提案内容を確実に遂行できる組織体制と運営基盤があるか	25
	提案された学習指導の実施方法が、事業目的を達成するために有効であり、行政にはない専門性・独創性があるか	25
	安全・危機管理の体制が適切に計画されているか	10
	個人情報の取扱いについて、適切かつ安全に管理できる体制であるか	10
類似事業の実績	類似した事業実績があるか	5
費用積算根拠の妥当性・効率性	提案内容に対して費用及び積算根拠が妥当であるか	10
合計		100

#### （2）選定方法

ア 本企画提案については、選定会議を開催し、その意見を参考に、発注者で事業者を選定します。

なお、選定委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成します。

イ 選定委員は、第4章1（1）の基準に沿って企画提案書の審査を行います。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

## ウ プレゼンテーション審査

- ① 実施日時 令和8年2月27日（金）予定  
詳細は、参加資格決定通知とあわせてE-Mailにてお知らせします。
- ② 実施場所 大阪市西成区岸里1丁目5番20号 西成区役所 会議室
- ③ 出席人数 1団体につき、4名まで
- ④ 内容・方法等 「第3章 3（3）イ 提出書類」の書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行ってください。なお、企画提案書提出締切日以降の資料の追加・変更は認めません。  
1団体あたり30分程度（うち説明15分以内、質疑応答含む）とします。  
プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

- エ 審査の結果、評価点が最も高い者が複数いる場合は、「業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢」の得点が高い者を選定するものとします。この場合において、当該評価点の合計が同一の場合は、クジにより決定するものとします。
- オ 選定委員の評価点（合計）の平均が60点を下回っている場合は選定対象となりません。
- カ 「安全・危機管理の体制が適切に計画されているか」又は「個人情報の取扱いについて、適切かつ安全に管理できる体制であるか」の審査基準において選定委員の評価点の平均が6点を下回っている場合は選定対象となりません。

### （3）失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### （4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は令和8年3月5日（木）（予定）に、全ての企画提案書提出者にE-mailにより通知し、また西成区役所ホームページにも掲載します。

## 第5章 その他

### 1 提案に対する費用、条件等

- （1）企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- （2）採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- （3）すべての提出書類は返却しません。
- （4）提出された企画提案書等は、審査・事業者選定以外に応募者に無断で使用しません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- （5）本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、発注者と協議をしながら仕様の策定を行う予定であり、必ずしも提案内容どおり実施す

るものではありません。

- (6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となります。

## 2 契約に関する事項

(1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和8年度予算の成立を条件とします。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しません。

(2) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとします。

ただし、第4章1 (2) オ又はカに該当する場合は、選定対象となりません。

## 3 問合せ先

〒557-8501 大阪市西成区岸里1丁目5番20号  
西成区役所保健福祉課（子育て支援）5階 52番 森本・阿部  
電話：06-6659-9824  
FAX：06-6659-9468